○厚生労働省告示第三百八十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第百五十九号を第百六十一号とし、第百二十一号から第百五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第百二十号を第百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二　N―（四―ブロモ―二―フルオロフェニル）―六―メトキシ―七―[（一―メチルピペリジン―四―イル）メトキシ]キナゾリン―四―アミン（別名バンデタニブ）及びその製剤

第百十九号を第百二十号とし、第五十一号から第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一　酢酸（一′R・六R・六aR・七R・一三S・一四S・一六R）―六′・八・一四―トリヒドロキシ―七′・九―ジメトキシ―四・一〇・二三―トリメチル―一九―オキソ―三′・四′・六a・七・一二・一三・一四・一六―オクタヒドロ―二′H・六H―スピロ［六・一六―（エピチオプロパノオキシメタノ）―七・一三―エピミノベンゾ［四・五］アゾシノ［一・二―b］［一・三］ジオキソロ［四・五―h］イソキノリン―二〇・一′―イソキノリン］―五―イル（別名トラベクテジン）及びその製剤

○厚生労働省告示第三百九十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1025)を(1036)とし、(987)から(1024)までを(998)から(1035)までとし、(986)を(996)とし、その次に次のように加える。

(997)　ルストロンボパグ

第八号中(985)を(995)とし、(846)から(984)までを(856)から(994)までとし、(845)を(854)とし、その次に次のように加える。

(855)　ベンラファキシン

第八号中(844)を(853)とし、(707)から(843)までを(716)から(852)までとし、(706)を(714)とし、その次に次のように加える。

(715)　ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩

第八号中(705)を(713)とし、(680)から(704)までを(688)から(712)までとし、(679)を(686)とし、その次に次のように加える。

(687)　ヒスタミン

第八号中(678)を(685)とし、(675)から(677)までを(682)から(684)までとし、(674)を(680)とし、その次に次のように加える。

(681)　バンデタニブ

第八号中(673)を(679)とし、(503)から(672)までを(509)から(678)までとし、(502)を(507)とし、その次に次のように加える。

(508)　チオトロピウム臭化物水和物・オロダテロール塩酸塩

第八号中(501)を(506)とし、(411)から(500)までを(416)から(505)までとし、(410)を(414)とし、その次に次のように加える。

(415)　スクロオキシ水酸化鉄

第八号中(409)を(413)とし、(209)から(408)までを(213)から(412)までとし、(208)を(210)とし、その次に次のように加える。

(211)　オマリグリプチン

(212)　オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル

第八号中(207)を(209)とし、(206)を(207)とし、その次に次のように加える。

(208)　オゼノキサシン

第八号中(205)を(206)とし、(119)から(204)までを(120)から(205)までとし、(118)の次に次のように加える。

(119)　イロプロスト

○農林水産省告示第二千百六十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項、第九条第二項、第十一条第一項、第十五条第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項第一号、第二十六条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づき、平成二十七砂糖年度に係る同法第三条第一項の砂糖調整基準価格、同法第九条第一項第一号の指定糖調整率、同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五条第一項第一号の異性化糖調整率並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額並びに平成二十七でん粉年度に係る同法第二十六条第一項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一条第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、同法第三条第四項（同法第九条第四項、第十五条第四項、第二十六条第三項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第五項及び第二十四条第三項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五三、二〇〇円

二　指定糖調整率　百分の三七・〇〇

三　異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七七、八七六円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、一七六円）

四　異性化糖調整率　百分の一五・四四

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき二五、六八二円（ただし、同項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二五、六八二円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。）

六　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき二、六〇七円（うち消費税額及び地方消費税額分　一九三円）

七　でん粉調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五一、四〇〇円

八　指定でん粉等調整率　百分の五・八七五